

議案第19号

若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和8年2月26日提出

若狭町長 渡辺 英朗

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の改正に伴い、条例の改正が必要となるため、この案を提出する。

若狭町条例第 号

若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年若狭町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「同項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、離島その他の地域であつて」を加え、同項第1号中「支援」の次に「（次項において「保育内容支援」という。）」を加え、「行う」を「実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、同条第6項ただし書中「ただし」の次に「、離島その他の地域であつて」を加え、同項を同条第8項とし、同条第5項中「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」及び「又は事業所」を削り、同項を同条第7項とし、同条第4項第1号中「満3歳未満保育認定こども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「特定地域保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて」に、「者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第1号中「当該」、「小規模保育事業A型若し

くは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「」及び「という。）」を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全て」を「いずれか」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第53条第1項中「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）」を「特定教育・保育施設等」に改め、同条第2項前段中「又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）」を削り、「教育・保育給付認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第

1号中「教育・保育給付認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「教育・保育給付認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。